

特別養護老人ホームさくら園 入所指針

1 目的

この指針は、特別養護老人ホームさくら園（以下「本施設」という。）への入所申込みが増加している中で、施設サービスを受ける必要性が高い入所希望者を優先的に入所させるという観点から、入所に関する手続き及び基準を明示し、それに基づき「入所基準」を運用することにより、入所における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度の主旨に即した施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所検討委員会

- (1) 本施設は、入所の決定に係る委員会（以下「入所検討委員会」という。）を設置し、入所希望者の状況や緊急度の検討を行ったうえで、入所待機者名簿を整備し、施設運営状況を勘案したうえで、入所者の決定を行うものとする。

《入所検討委員会の役割》

- ・ 新規入所申込みの受付と検討
- ・ 基準点数（90点以上）を満たしている方について検討
- ・ 各ユニットの運営状況の把握
- ・ 各ユニットの運営状況と、基準点数を満たしている方との照合（※1）及び優先入所順位の決定

（※1）介護量の増大、重度認知症利用者のケア、医療ニーズ等により、ユニットのケアに著しい影響を及ぼす可能性の判断

- (2) 委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、及び施設外の第三者で構成する。
- (3) 委員会は、原則として月1回、または必要に応じて開催し、施設長が招集する。
- (4) 入所検討委員会の会議内容は議事録にまとめ、2年間保管するものとする。

3 入所対象者

入所対象者は、介護保険法に定める介護認定審査会において要介護1～5と認定された者で、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難なものとする。

4 入所決定基準

- (1) 本施設は、入所申込受理者全員について次に掲げる項目ア～ウを調査し、別表1により点数化し、特養さくら園入所希望者調査票（様式1）（以下「調査票」という。）に記載するものとする。また、担当する介護支援専門員等により、入所希望者の状況等の情報提供を受けるものとする。（様式2）

ア 本人の状況

イ 介護の必要性

ウ 家族等介護者の状況

- (2) 入所順位は、(1)の状況を点数化、90点以上の入所希望者について、入所検討委員会にて緊急性等を勘案し、より緊急性が高いと判断される入所希望者を優先入所者とする。当該点数未満の場合は入所申込受理後、随時点数の見直し（担当介護支援専門員等との相互連絡）を行い、当該点数が90点以上となった場合、同様に検討する。（この点数については、入所検討委員会で決定するものとし、原則として1年ごとに見直すものとする。）

(3) (2)にかかわらず、入所希望者の中で次に掲げる要件に該当する者は、定員に空きが出来次第、優先して入所させるものとする。

①緊急性

ア 介護者による虐待・介護放棄が認められ、緊急の保護を要すると市町が認める場合

イ 災害時

ウ その他特段の緊急性が認められる場合

②措置入所

(4) 施設側に次に該当する事情が生じた場合には、必要に応じて入所希望者の入所順位を入れ替えることができる。

①性別（同じ居室等に異性が生活していることが処遇上マイナスとなる場合）

②要介護度（入所者の平均要介護度が施設の適正運営を維持できる範囲を超えた場合）

(5) 入所一時辞退者については、順位は保留とするが3ヶ月間は凍結期間とする。但し、本人の入院等やむを得ない理由により一時辞退する場合は、その対象としない。

2度目の入所辞退時には、緊急性がないと判断し、再び入所を希望される時に改めて入所申し込みを頂く旨を担当の介護支援専門員に説明したうえで、入所申し込み取り下げとする。

(6) 申込者の死亡、他の特別養護老人ホームへの入所等により本施設への入所が不要となった場合には、申込者・家族又は介護支援専門員等により入所申込みの取消書を施設に提出して頂く。(様式3～5)

また、取消しに当たり、申込者の申込みの状況が不明な場合は、申込者・家族又は介護支援専門員等により、三重県健康福祉部長寿社会室あてに申込状況を照会し、確認して頂くものとする。(様式6～9)

(7) 入所順位の見直しは、原則として6か月に1回、また担当の介護支援専門員より本人の要介護度の変更や状況の変化等の報告があれば、入所検討委員会に報告し、随時行うものとする。

(8) (3)～(5)に該当し、優先入所又は入所順位の繰下げを行う場合は、調査票にその旨を記載するものとする。

(9) 本施設は、申込者及び家族等に対する入所順位決定方法等についての説明を、担当の介護支援専門員等にも協力いただきながら行い、質問・相談等の連絡があれば、随時、対応・説明を行うものとする。

5 入所者の決定

本施設は、入所順位名簿に基づき入所者の決定を行うものとする。

但し、入所希望者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由について本人及び家族に対し十分に説明を行い、同意を得るものとする。

6 入所基準の公表等について

(1) 本施設の入所基準は公表するものとする。

(2) 本施設は申込者及び家族から求めがあった場合、記録を開示するものとする。

(3) 本施設は市町又は県から求めがあった場合には、入所に関する記録を提出するものとする。

7 適正運用

- (1) 本施設は、県及び市町並びに介護支援専門員等との連携に努めるものとする。

8 その他

- (1) この指針は平成15年5月7日から適用するものとする。
- (2) この指針は見直す必要が生じた場合には、入所検討委員会による協議により見直しを行うものとする。
- (3) ①この指針は平成15年6月18日に一部改正する。
 - ② この指針は平成15年10月15日に一部改正する。
 - ③ この指針は平成16年1月4日に一部改正する。
 - ④ この指針は平成16年5月19日に一部改正する。
 - ⑤ この指針は平成17年3月9日に一部改正する。
 - ⑥ この指針は平成18年4月5日に一部改正する。
 - ⑦ この指針は平成20年9月1日に一部改正する。
 - ⑧ この指針は平成21年5月14日に一部改正する。
 - ⑨ この指針は平成22年4月6日に一部改正する。
 - ⑩ この指針は平成23年3月9日に一部改正する。
 - ⑪ この指針は平成23年8月23日に一部改正する。
 - ⑫ この指針は平成24年8月10日に一部改正する。
 - ⑬ この指針は平成25年6月25日に一部改正する。

別表 1

ア	本人の状況（要介護度）		
	要介護 5		40点
	要介護 4		40点
	要介護 3		30点
	要介護 2		20点
	要介護 1		10点
	認知症による不適応行動あり（要介護度 1～3 の場合のみ加算）※1		10点
イ	介護の必要性（①と②は重複不可）		
	①身体的理由又は認知症による不適応行動のため在宅生活を継続することが困難であり、介護保険の居宅サービスの利用（※2）が、要介護 1～5 の利用上限単位数の平均（※3）の	8割以上	40点
		6割以上 8割未満	30点
	〃	4割以上 6割未満	20点
	〃	4割未満	10点
	②在宅生活が困難なため、当該特養以外の施設（※4）に入所（入院）している		20点
ウ	家族等介護者の状況		
	① 単身		30点
	② 高齢者世帯、介護者が虚弱等		20点
	③ 介護者が就業中・複数の人を介護している 同じ敷地内に介護者が居る等		10点

※1 「認知症による不適応行動あり」

自傷行為・夜間せん妄・興奮・大声・奇声・徘徊・攻撃的行動・不潔行為・摂食異常・弄火の問題行動・暴言暴行・昼夜逆転・介護に抵抗等の問題行動が、概ね1週間に1～2回程度以上出現する場合。

※2 「介護保険の居宅サービスの利用」

介護保険の「サービス利用票別表」の居宅サービス（訪問・通所系サービス及び短期入所）の区分支給限度基準内単位数の合計。（原則として、直近3ヶ月の平均）

※3 「要介護度 1～5 の利用上限単位数の平均」

介護保険の居宅サービスの、要介護度 1～5 の区分支給限度基準額（単位）の合計を 5 で除した数値。

※4 「当該特養以外の施設」

医療機関、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、養護老人ホームをいう（短期入所生活介護・短期入所療養介護は含まない。）。